

## <ごあいさつ>

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。なお、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いているようですが、予防対策は引き続き注意が必要です。そのため、手洗いやうがいなど、感染予防策の徹底を心がけていきましょう。くれぐれもお体ご自愛下さい。

## <ふるさと納税について>

『ふるさと納税』とは、自治体（都道府県・市区町村）に対して寄附をした場合に、寄附をした金額の2,000円を超える部分について、一定の上限金額まで、所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

### 【ふるさと納税の概要】

適用下限額：2,000円

所得税の控除額：(納税額-2,000円) × 所得税率

住民税の控除額：(納税額-2,000円) × 住民税率

住民税の特例控除額：個人住民税所得割額の2割

|                     |                                       |   |                               |
|---------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------|
| 控除外                 | 控除額                                   |   |                               |
| 適用<br>下限額<br>2,000円 | 所得税の控除額<br>(ふるさと納税額-2,000円)<br>× 所得税率 | 住民税の控除額(基本分)<br>(ふるさと納税額-2,000円)<br>× 住民税率(10%) | 住民税の控除額(特例分)<br>住民税所得割額の2割を限度 |

### 【ふるさと納税の3つの魅力】

- ① お礼の品（特産品・工芸品等）がもらえる！
- ② 税金が控除（還付）される！
- ③ 寄附金の使い道を指定できる！

※寄附金控除・税額控除を受けるためには、原則確定申告が必要となります。ただし、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる『ワンストップ特例制度』（寄附先が5団体以内に限る）があります。

また、指定対象外の団体に対しての寄附金については、特例控除の対象外となりますのでご注意ください。

## <6・7月の税金関係>

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月11日まで

- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付（第2期分）・・・7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月11日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月11日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男（小4）、次男（小3）、長女（年長）、三男（2才）の父親として育児に奮闘しております。

今年のGWは、恐竜展や映画館、グリーンパークやメバル公園、鯉のぼりを見に行きました。また、自宅ではBBQや水鉄砲、ガーデニングもしました。

最近では多肉植物に関心があり、寄せ植えもしています。おかげで玄関先が可愛くなりました。

先月は、小学校の運動会でしたが、新型コロナウイルスの感染対策のため、前年と同様に低・中・高学年の3グループに分散しての開催でした。なお、ダンスと徒競走に出場し、徒競走は二人とも一等賞でした。また、次男はリレー選手に選ばれ、初出場しました。来年は、長女も入学するため、今から楽しみです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市山の田中央町4-17  
電話：083-242-1448  
FAX：083-242-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

